

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 本澤 陽



個人情報に関する重要事項について（答申）

令和元年7月23日付け31千財課第869号及び令和元年6月5日付け31千保介管第160号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価について

- (1) 個人市民税に関する事務
- (2) 固定資産税・都市計画税に関する事務
- (3) 介護保険に関する事務

2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価として妥当なものと認められる。

ただし、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の委託先及び再委託先における情報管理のあり方について、さらに検討を進めるべきである。